

1. 会合名	引受けに関するワーキング・グループ（第 51 回）
2. 日 時	平成 24 年 7 月 20 日（金）14:00～15:55
3. 議 案	1. 規則改正後の配分に関する実務について ○ 配分先情報提供における委託販売分の取扱い 2. その他
4. 主な内容	1. 規則改正後の配分に関する実務について ○ 配分先情報提供における委託販売分の取扱い 今般の、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」という。）の規則改正により導入することとなった配分先情報提供に関し、販売委託販売の分を対象にするのかどうか、及び、親子法人間での配分先情報の授受へのファイアウォール規制が適用になるのかどうかにつき、委員より問題提起がなされ、これについて議論が行われた。 特に、海外関連会社への販売委託分を対象とするのかどうかにつき、様々なパターンを取り上げて議論が行われた。 この中で、事務局から、「配分先情報提供に関するガイドライン」で協会が主幹事会員に求める上位 30 名の配分先情報提供については、実際の報告要領の詳細は協会が当該主幹事会員に報告を求める場面での相談によることとなるが、基本的には、主幹事会員から海外関連会社に販売委託して販売した分は対象となる（パブリック・コメント No. 33 への回答のとおり）一方、国内において他の証券会社に販売委託した場合である証券会社への販売委託分が上位 30 名に入る場合は「〇〇証券 〇〇株」と販売委託先の会員の単位で報告を求めることになる、との見解が示された。 配分規則で求める配分先情報提供における販売委託分の取扱いについては、今回の意見を事務局にて整理を行い、改めて提示することとされた。 2. その他 一部委員より、昨年 12 月に施行された空売り規制の対象範囲の見直しの要望、及び、シンジケートカバー取引の上限の見直しの検討をしてはどうかとの提案があった。 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8647）